

労働組合役職員の労災事故への対応

電機連合の「労働保険事務組合」制度

組員（＝会社の従業員）が業務中や通勤途中でケガをしたり、病気になるってしまったり、あるいは不幸にして亡くなってしまった時、事業主である会社は、これに対し責任をもって補償をしなければなりません。こんなことは、労働者であれば誰でも知っている常識です。

その人は「労働者」であるが、労働基準法に定められた労働者として補償を受けなければならない。この場合は、労働組合自身は、事業主として補償をしなければならない。電機連合は「労働保険事務組合」という国の制度を利用して、これに対応していますので、以下ご説明します。参考にしてください。

「労働基準法と労災保険法（正式には労働者災害補償保険法）」

昭和44年3月に当時の労働省・労働基準局長が発した通達（基発第112号）を要約・整理したものです。

昭和44年3月に当時の労働省・労働基準局長が発した通達（基発第112号）を要約・整理したものです。

昭和44年3月に当時の労働省・労働基準局長が発した通達（基発第112号）を要約・整理したものです。

昭和44年3月に当時の労働省・労働基準局長が発した通達（基発第112号）を要約・整理したものです。

昭和44年3月に当時の労働省・労働基準局長が発した通達（基発第112号）を要約・整理したものです。

労働組合における労働者とは、だれのこと

ここで、労働組合における労働者とは、だれのことを整理しておきたいと思います。左の表は、

①専従職員	直接雇用者だけでなく、会社従業員を出向受け入れしている場合も含む
②専従役員	当該労組に使用される労働者とみなして取り扱う
③委員長・非専従役員	当該労組の労働者ではないが、労災保険の特別加入はすることができる。なお、委員長は事業主となる。
④代議員・中央委員・職場委員等	この通達の適用外（労災保険の対象外）

昭和44年3月に当時の労働省・労働基準局長が発した通達（基発第112号）を要約・整理したものです。

昭和44年3月に当時の労働省・労働基準局長が発した通達（基発第112号）を要約・整理したものです。

昭和44年3月に当時の労働省・労働基準局長が発した通達（基発第112号）を要約・整理したものです。

昭和44年3月に当時の労働省・労働基準局長が発した通達（基発第112号）を要約・整理したものです。

昭和44年3月に当時の労働省・労働基準局長が発した通達（基発第112号）を要約・整理したものです。

昭和44年3月に当時の労働省・労働基準局長が発した通達（基発第112号）を要約・整理したものです。

昭和44年3月に当時の労働省・労働基準局長が発した通達（基発第112号）を要約・整理したものです。

労働組合としての独自対応→労災保険・特別加入への対応

このように、非専従役員の場合は労働組合独自の対応をしておかなければ、組合活動中の労災事故には対応できません。また、委員長

このように、非専従役員の場合は労働組合独自の対応をしておかなければ、組合活動中の労災事故には対応できません。また、委員長

このように、非専従役員の場合は労働組合独自の対応をしておかなければ、組合活動中の労災事故には対応できません。また、委員長

このように、非専従役員の場合は労働組合独自の対応をしておかなければ、組合活動中の労災事故には対応できません。また、委員長

は専従であつても労働者という立場ではなく、事業主と位置づけられますので、労災保険・本体への加入はできません。そこでお勧めしたいのが労災保険の特別加入制度です。

特別加入制度とは、中小事業主やその家族に労災保険への加入を特別に認める制度です。労災保険は労働者を対象にした保険なので、労働者以外は対象外なのですが、中小事業主やその家族には労働者と同様の作業をしている人達がおりに、作業の実情や災害の発生状況から、労働者に準じて保護をするのが適当な場合があります。そこで特別に任意で加入を認めるのがこの制度です。

この特別加入制度は労働組合にも加入が認められています。すなわち、委員長は中小事業の事業主として、非専従役員はその事業主の家族という立場で加入ができるわけです。

特別加入するために は、労働保険事務組 合に加入する必要が あります

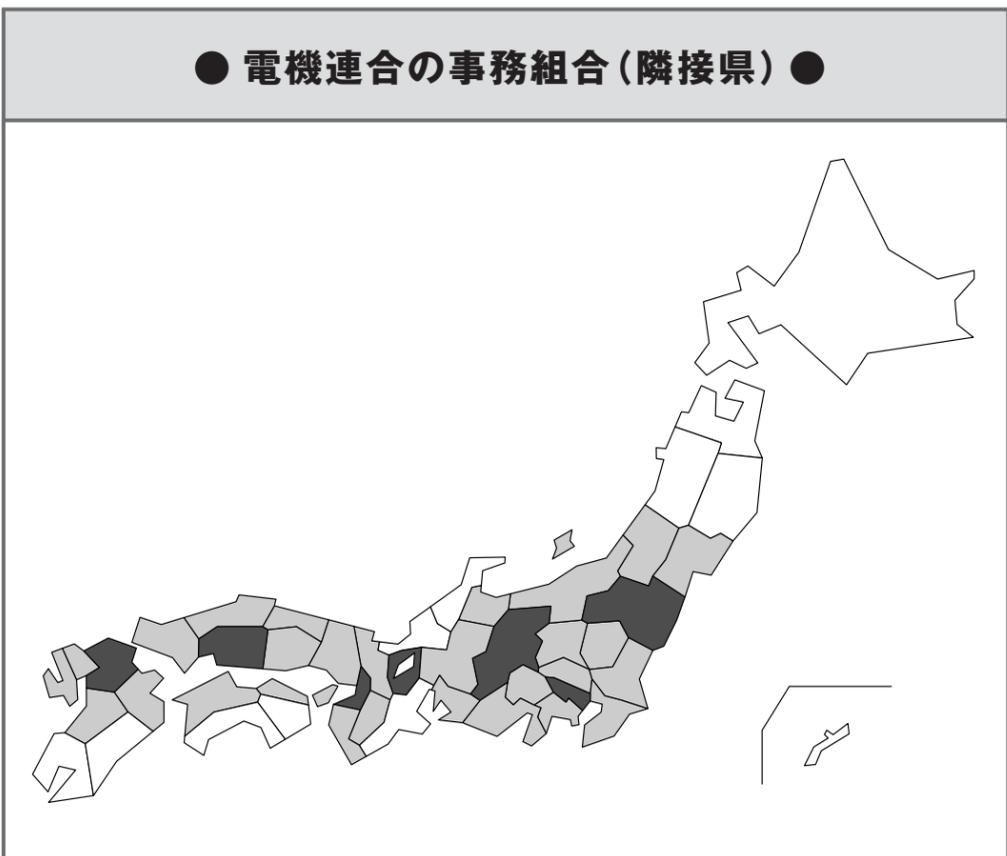
労災保険に加入するには、事業所の届出をし、労働者の保険料を納付すればいいということになります。特別加入はできません。特別加入をするためには、その前提として「労働保険事務組合」に加入しなければなりません。

労働保険事務組合とは、専門の担当者を置けない中小事業の事業主の、事務の負担を軽減するために、事業主に代わって労働保険事務の処理をする制度です。労働保険事務組合を運営するには、厚生労働大臣の認可が必要になります。

電機連合の労働保険 事務組合、労働界唯 一の組織

電機連合は、単組や支部の委員長・非専従役員が、組合業務中に業務上災害にあったときの救済手段として、この事務組合制度を利

● 電機連合の事務組合（隣接県） ●



用していくこととし、1975年

に労働大臣の認可を取得しました。今年で30年の歴史を持つ労働界では唯一の組織で、他の産別にはない制度と自負しているところです。

運営は北から福島・東京・長野・大阪・広島・福岡で行ってきましたが、今年の四月からは滋賀県でも認可が得られましたので、7カ所で行うことになりました。なぜ7カ所も必要かという点、隣接県という法規制があるからです。認可は都道府県ごとに受けますが、その隣の県（これを隣接県といいます）までは事務取扱いができます。しかし、さらにその先は取扱いえないという規制です。前頁地図の濃い部分が認可を受けた都府県、薄い部分がその隣接県となります。白い部分が事務取扱いのできない県です。電機連合は本当は全国を一本にして事務組合を運営したいのですが、この規制があるため、やむを得ずこのようは運営

をしているところです。

雇用保険について

これまでは労災保険についての話をしてきましたが、労働保険事務組合は雇用保険の手続き業務も行わねばなりません。そもそも労働保険とは、労災保険と雇用保険の二つを総称した名称で、両保険は一元適用といって一括して運営することが原則となっています。雇用保険は、労働者が失業した場合や雇用の継続が困難になる事由が生じた場合に、労働者の生活や雇用の安定をはかり、再就職を促進するために必要な給付を行う社会保険制度です。

具体的には失業の際に給付される「求職者給付」が中心ですが、この他にも「就職促進給付」や「教育訓練給付」、少子高齢化に対応して給付される「育児休業給付」「高齢雇用継続給付」、等があります。

おわりに

以上述べてきましたように、労災事故に対しては万全の備えが必要だと思います。特に委員長と非専従役員への対応です。対応としては、①労働保険事務組合を設立するか、②他の事務組合に加入するか、③二通りが考えられます。

①労働保険事務組合として認可を受けるためには、事業所を30以上集めること、事務処理を確実にできる人材を確保する等の要件が必要です。要は、問題意識を持つか否かです。

②他の事務組合に加入する方法ですが、事務組合には社会保険労務士の運営する事務組合や地域の事業所を纏めた事務組合、同業の事業所で組織する事務組合などがあります。このうち加入するとすれば、社労士の事務組合だと思えますが、事務組合は基本的に中小事

業を対象としているため、労働組合には理解が乏しい場合もありますので、見極めが肝心かと思えます。

この他の対処として、あえて言えば民間の保険に加入する方法があります。ただ、民間保険には給付に必ず上限が設けられています。労災保険にも上限がないわけではありませんが、療養補償、休業補償、障害補償等では格段の差になることもあることを、考えておくべきかと思えます。

いずれにしろ、同じ労災事故にあつたにもかかわらず、従業員の立場で受けられた補償が、労働組合役員であつたがために受けられなかったということの無いよう、対策は立てておかねばならないと思います。